中央区告示第二百十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条及び国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により、次のとおり令和八年度中央区地籍調査の実施について告示します。

令和八年九月一日

中央区長　山　本　泰　人

一　事業計画が定められた年月日

令和八年四月一日

二　調査を実施する者の名称

中央区

三　調査地域

東京都中央区新川二丁目の一部

四　調査期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで